



# 島根県報

平成20年 6 月24日 (火)  
第 1,994 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	( 高 齢 者 福 祉 課 )	1
県営土地改良事業の工事の完了	( 農 村 整 備 課 )	1
保安林の指定の解除	( 森 林 整 備 課 )	2
保安林予定森林	( " )	2
保安林の指定施業要件の変更 ( 3 件 )	( " )	2
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	4
道路の供用開始	( " )	4

### 公 告

社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	( 建 築 住 宅 課 )	5
--------------------------	---------------	---

## 告 示

### 島根県告示第550号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人 かねど会	訪問リハビリテーション	ケアセンターかねど	出雲市西新町 2 丁目2457 - 3	平成20年 6 月16日
	介護予防訪問リハビリテーション			

### 島根県告示第551号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により告示する。

平成20年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
注連川地区 区画整理事業(県営ほ場整備事業)	平成20年5月2日

## 島根県告示第552号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
安来市伯太町草野612 - 5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第553号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市三瓶町野城字向畑奥ノ切イ202 - 3、字上三天符イ400、イ401 - 1、イ401 - 2、イ402、字向畑上ミイ686 - 2、イ686 - 6、字井戸ノ奥イ687、字向畑タ上エイ689、イ689 - 1、イ689 - 2、字上三天府イ690からイ693まで、イ704、イ706、字上天府大仙原イ707、字上天府イ708、イ709、字古地屋敷イ710 - 6
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、択伐による。  
三瓶町野城字向畑奥ノ切イ202 - 3、字向畑上ミイ686 - 2、イ686 - 6、字井戸ノ奥イ687、字向畑タ上エイ689、イ689 - 1、イ689 - 2、字上三天府イ692、字古地屋敷イ710 - 6  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第554号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3に

において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和54年 7 月17日農林水産省告示第1029号、昭和56年 9 月17日農林水産省告示第1383号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに雲南市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第555号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年 8 月17日農林水産省告示第1229号、平成10年 8 月21日農林水産省告示第1284号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第556号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年 6 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年 8 月21日農林水産省告示第1285号、平成10年 8 月21日農林水産省告示第1287号、平成10年 8 月27日農林水産省告示第1340号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第557号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長	
県 道	川本波多線	大田市三瓶町志学字横山八191番地先から同町志学字舩屋八164番地先まで	前	A メートル 4.50～ 10.00	メートル 200.00	県中央土整備事務所大田事業所	左記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 一部拡幅 トリプルウェイ	
		大田市三瓶町志学字横山八191番地先から同町志学字長原八72番地先まで		B 12.00～ 20.50				160.00
		大田市三瓶町志学字寺ノ奥八161番1地先から同町志学字舩屋八164番地先まで		C 6.00～ 40.00				120.00
		大田市三瓶町志学字横山八191番地先から同町志学字舩屋八164番地先まで	後	A 4.50～ 10.00	200.00			
		大田市三瓶町志学字横山八191番地先から同町志学字長原八72番地先まで		B 12.00～ 35.00	160.00			
		大田市三瓶町志学字寺ノ奥八161番1地先から同町志学字舩屋八164番地先まで		C 6.00～ 40.00	120.00			
"	"	大田市三瓶町志学字幸助屋敷八186番地先から同町志学字横山八191番地先まで	前	18.00～ 35.00	50.00	道路改良工事		
			後	18.00～ 43.00	50.00	拡幅		

島根県告示第558号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年6月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	大田市三瓶町志学字横山ハ192番2地先から同町志学字長原66番1地先まで	メートル 280.00	平成20年 6月25日	県央県土整備事務所大田事業所	

## 公 告

地方自治法第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成19年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成20年6月24日

島根県知事 溝口 善兵衛

### 1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	705
加入戸数	859,724戸
共済委託契約金額	7,697,366,667,000円
火災共済掛金	1,031,110,956円
被災戸数	476戸
火災共済給付金	464,773,477円
特定給付金	23,027,276円
復興建築助成戸数	207戸
復興建築助成金	76,049,072円
住宅災害見舞戸数	1,117戸
住宅災害見舞金	27,290,000円
住宅防火施設整備補助会員数	256
住宅防火施設整備補助金	137,924,600円

### 2 収支計算

#### (1) 収入

火災共済掛金収入	1,031,110,956円
建物管理の部収入	44,148,075円
その他の収入	192,206,070円
当期収入合計(A)	1,267,465,101円
前期繰越収支差額	602,835,058円
収入合計(B)	1,870,300,159円

#### (2) 支出

事業費	880,538,245円
管理費	146,707,546円
建物管理費	20,796,078円
特定資産等取得支出	171,662,874円
当期支出合計(C)	1,219,704,743円
当期収支差額(A) - (C)	47,760,358円
次期繰越収支差額(B) - (C)	650,595,416円

